

固定資産税・都市計画税

平成27年11月16日発行
資産税課

土地担当 ☎229-3131
家屋担当 ☎229-3132
久居分室 ☎255-8826

▼ 固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、賦課期日(1月1日)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産がある市町村に納める税金です。



また、都市計画税は、都市計画事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内にある土地と家屋を所有している人に、固定資産税と合わせて課税されます。



▼ 固定資産税は誰が納めるの？

固定資産税を納める人は、原則毎年1月1日現在の固定資産の所有者で次のとおりです。

- **土地**…登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

- **家屋**…登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- **償却資産**…償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

▼ 固定資産の登記名義人などが死亡または消滅しているときは？

固定資産の登記名義人などが賦課期日(1月1日)以前に死亡または消滅している場合、相続前または消滅前に売買・贈与などで登記名義人などから所有権を譲り受けた人がいないときは、その相続人などが納税義務者になります。

なお、賦課期日以降に登記名義人などが死亡した場合は、その年度分限り、相続人がその相続分に応じた納税義務を承継することになります。



場合があります。

※すでに所有権移転登記をした人、年内に所有権移転登記をする人は、届け出の必要はありません。

登記名義人と未登記家屋所有者の変更

遺産分割協議や遺言などにより、特定の相続人に所有権が移転した場合は、不動産登記簿の登記名義人を変更してください。登記名義人の変更には、所有権移転登記が必要ですので、詳しくは法務局(☎228-4191)にお問い合わせください。

事情により所有権移転登記を行うことができない場合や未登記家屋の所有者を変更する場合は、遺産分割協議書等を添付した変更届を資産税課へ提出してください。

相続人代表者指定届

相続人が2人以上いるときは、相続人全員が納税する義務を負いますが、被相続人に係る徴収金の賦課徴収と還付に関する書類を受領する代表者を指定することができます。代表者を決め、相続人代表者指定届を資産税課へ提出すると、代表者に、納税通知書等が送付されます。

この届け出がないときは、相続人のうちから市が任意に選出した代表者に納税通知書が送付され

